

報道関係者各位

令和6年3月29日

中総合会館内に「こども家庭センター」を開設します

市では、子育て関連施策を最重点政策として位置付ける中、課題を抱えるこども・子育て世帯を誰一人取り残すことなく、全力で応援することにより、未来に希望がもてるまちづくりを進めていくため、中総合会館内(余部下)に「こども家庭センター」を開設することといたしましたので、お知らせします。

記

1. 所管 舞鶴市 健康・こども部 こどもまんなか室 こども家庭しあわせ課
2. 名称 こども家庭センター
3. 開設場所 舞鶴市字余部下 1167 中総合会館 2階(現:保健センター)
電話 0773-66-2120
4. 組織体制 所長、相談支援係、親子健康係
5. 人員体制 総勢 33 人(正職 14 人、会計年度・再任用 19 人)
(予定) ①内訳:所長1、主幹兼総括支援員1、相談支援係 9 人、親子健康係 22 人
②職種:保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、保育士、教員、事務職員
6. その他 4月1日(月)午後2時から、鴨田市長が「こども家庭センター」で施設看板の除幕を行います。

<次ページあり>



こども家庭センターの設置にあたり

【背景】

令和6年4月1日に施行される改正児童福祉法に基づき、児童虐待の相談対応件数の増加、子育てに困難を抱える世帯の顕在化といった背景を踏まえ、子育て世帯を包括的に支援することを目的として、こども家庭庁が全国の市町村に対し設置を促進している。

【目的】

市では、これまでから「子どもなんでも相談窓口」として、妊娠期から18歳までのこどもと、子育て世帯に対する様々な悩みや相談に応じ、要支援児童や要保護児童、特定妊婦等への支援を行っておりましたが、これまで他市町に先行して取り組んできた障害や発達面に課題のあるこども、医療的ケア児への支援をはじめ、①子育て世帯への伴走支援の充実や虐待への予防的な対応、②個々の家庭に応じた支援計画の作成、③支援計画に基づく子育てサービスの接続などに丁寧に取り組むことにより、孤立しがちな子育て世帯に寄り添い、安心して子育てができると実感してもらえるよう、身近な相談支援拠点としての運用を図ります。

【特徴】

1. 現：健康づくり課が所管している「母子保健係」と現：子ども支援課が所管している「子育て支援基幹センター」「子ども総合相談センター」を組織統合。
2. その結果、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、保育士、教員などの多職種が一か所に集約することにより、妊娠期から18歳までの一貫した情報連携を図るとともに、これら専門職が子育て世帯の様々な課題に対し、柔軟かつ適切に対応、支援します。
3. 「こども家庭センター」に配置が義務付けられている母子保健、児童福祉双方の業務について、十分な知識と資格を有する“統括支援員”を配置するとともに、新規の資格である“こども家庭ソーシャルワーカー”を育成することにより、組織全体の専門性やソーシャルワーク機能の強化を図ります。
4. 家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校等からの相談に対する即応性や機動性を発揮する中で、現地現場主義による相談支援体制を整えます。

